

固定資産税・軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられます。

新規申請

新規の方は6月1日(月)までに税務課での申請が必要です。

■対象軽自動車

- ・身体障がいまたは精神障がいのある方が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がいまたは精神障がいのある方のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・身体障がいのある方等の利用に供する構造の軽自動車

■お持ちいただく物

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳
 - ・運転する方の免許証
 - ・車検証のコピー
 - ・令和2年度の軽自動車税納税通知書
 - ・印鑑
 - ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※構造による減免をされる方は、軽自動車の側面と後面の写真(後面はナンバーがわかるもの)をお持ちください。
- ※手帳所有者または運転する方以外が納税義務者の場合、本人確認書類も必要です。

■申請期間

5月7日(木)～6月1日(月)

■注意事項

- ・納付済みの場合は、減免を受けることができません
- ・減免を受けることができる軽自動車は、障がいのある方1人につき1台です
- ・普通自動車も所有している方で、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません

継続申請

すでに減免を受けた方には、軽自動車税現況報告書兼減免継続申請書を郵送してありますので、ご提出ください。

納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税

納税通知書と合わせて課税明細書を同封しますので、課税物件に誤りがないかご確認ください。所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

■発送日 5月1日(金)

■納期限・口座振替日(全期前納分と第1期分)

6月1日(月)

軽自動車税

■発送日 5月7日(木)

■納期限・口座振替日

6月1日(月)

税務相談



軽自動車税を口座振替されている方へ

車検のある軽自動車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、6月20日頃となります。

車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。車検有効期限が6月1日から6月20日頃の場合、令和元年度の車検用納税証明書で、5月31日までに車検を受けてください。

令和3年5月30日まで有効な令和2年度の車検用納税証明書は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口で、申請により無料で発行します。

納期限

自動車税は、納期限までに納めましょう。

■納期限 6月1日(月)

減免

心身に障がいのある方には、一定の要件のもとに減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

県税事務所 ☎0282(23)3411



自動車税の納付

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの納付、預金口座からの振替納付の他、インターネットでのクレジットカード納付、ペイジー納付もできます。

また、ゆうちょ銀行でも口座振替ができるようになりました。令和3年度以降、口座振替を希望される方は、県内の郵便局でお申し込みください。